

「出産応援給付金（電子カタログギフト）」を 支給します！



妊娠期から出産・子育て期まで一貫して支援する伴走型相談支援と、出産・子育てに係る経済的支援「出産・子育て応援給付金（電子カタログギフト）」の支給を一体的に実施します。

給付金の支給を受けるためには、**申請が必要**です。

1. 対象者

次の①、②の両方、または①、③の両方に当てはまる方（妊婦）

- ①令和5年10月1日以降に妊娠の届出をした妊婦
- ②妊娠の届出時に美濃加茂市の面談を受けた妊婦
- ③令和5年10月1日以降に当市に転入し、他の自治体で出産応援給付金（現金やクーポンなど）の支給を受けていない妊婦

2. 給付額

妊婦1人につき**5万円相当の電子カタログギフト**

※多胎妊娠の場合も5万円相当の電子カタログギフトの支給となります。

3. 支給までの流れ

- ①【妊婦】美濃加茂市で妊娠の届出をし、面談を受けます。
面談の際に、申請書を記入します。



- ②【業者】申請した住所に、電子カタログギフト取り扱い業者から申し込みをするための案内が入った封筒が届きます。

美濃加茂市役所 健康課 母子保健係
月～金（土・日・祝日除く）/午前8時45分～午後4時45分
電話：0574-25-4145（直通）

妊娠・子育てに関する相談にも応じます。何かお困りごと等ありましたら、いつでもご連絡ください！！





よくある質問

Q.所得制限はありますか？

A.所得制限はありません。

Q.双子を妊娠しました。

出産応援給付金として10万円相当の電子カタログギフトを受け取ることができますか？

A.出産応援給付金については、多胎妊娠の場合も5万円相当の電子カタログギフトの支給となります。

なお、出産後に支給する子育て応援給付金については、5万円相当の電子カタログギフト×出生児数を支給します。

Q.出産応援給付金の申請は、対象となる出生児の父親又は母親のどちらが行いますか？

A.出産応援給付金は、妊娠届出時の面談を受けた**母親**が申請者となります。

Q.妊娠届を提出し美濃加茂市で面談を受け、その後、他の市町村へ転出しました。この場合、美濃加茂市・転出先の市町村のどちらへ出産応援給付金を申請すればよいですか？

A.美濃加茂市、転出先の市町村のどちらに申請いただいても構いません。ただし、転出先の市町村へ申請する場合は、転出先の市町村で改めて面談を受けていただく必要があります。なお、美濃加茂市・転出先の市町村の両方から支給を受けることはできませんので、ご注意ください。

Q.流産・死産となりました。

出産応援給付金の支給を受けることができますか？

A.妊娠届出後、流産・死産となった場合でも、出産応援給付金の対象となります。

Q.電子カタログでの申し込みが難しい場合は、どのように支給されますか？

A.電子カタログで申し込みが難しい場合は、紙媒体でのカタログと専用発注書での申し込みも可能です。申し込みのための案内用紙がお手元に届きましたら、カタログギフト取り扱い業者にお申し出ください。